

定 款

NPO 法人ステップ One ミサト

NPO 法人 ステップ One ミサト 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 ステップ One ミサト という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県高崎市箕郷町矢原1059番地55に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 障がい者（主たるは精神障がい者）の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス事業の実施と、障がい者福祉の増進及び障がい者が安心して暮らせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発、又は雇用機会の拡充を支援する活動。
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (3) まちづくりの推進を図る活動。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障がい者の地域における自立生活を支援する事業。
- (2) 障がい者の社会復帰を支援する施設の運営事業。
- (3) 障がい者の社会活動と就労を図る支援事業。
- (4) 障がい者に関する啓蒙広報などの事業。
- (5) 障がい者福祉政策に関する提言事業。
- (6) 障害福祉サービス事業（就労継続支援 B 型）の実施
 - 障害福祉サービス事業の内容
 - ① 野菜の栽培、加工、販売など
 - ② 除草など各種請負作業など

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

本会の目的に賛同して入会し、総会において議決権を有する個人および団体。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛助するために入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して一年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款、規則等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、理事長は1人とし、副理事長は必要により2人以上置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は理事会において、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事会の決議を経て理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 監事の選任及び解任
- (7) 入会金及び会費の額

- (8) 借入金（その事業年度内の収入を持って償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面、又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条、第30条第1項第2号、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合に合っては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面、又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 理事の選任及び解任
- (2) 役員の報酬
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面を持って招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(召集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面、又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面、又は書面に代わる電磁的方法によって同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 運営補助金(国庫・県・市町)

(4) 寄付金品

(5) 財産から生じる収入

(6) 事業に伴う収入

(7) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定に係らず、やむ終えない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむ終えない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正することができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年 4月 1日に始まり翌年 3月 31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 過半数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認

証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の過半数の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事を精算人とする。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数を持って決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の過半数の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	小池 千津子
副理事長	櫻井 由治
副理事長	原 崇
理事	大久保 利一
理事	中川 孝恵
理事	太田 美智子
理事	今井 美智子
監事	栗原 武夫
監事	岡本 純子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に係らず、成立の日から平成19年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に係らず、支払いは不要とする。
ただし、当面の運営費として家族会から1万円を支弁補充することとする。
なお、設立後の入会者は、次に掲げる額とするが、年度途中の入会者は月割りとする。
(1) 年会費 正会員 3,000円 賛助会員 1,000円
(2) 入会金 0円

7 定款変更履歴

- ・平成22年6月1日 役員一部変更の為、第57条2項を一部改訂
- ・平成22年9月21日 事務所移転の為、第2条を改訂
- ・平成24年6月1日 役員一部変更のため第57条2項を一部改訂
- ・平成26年11月7日 事業拡大により3条、4条、5条を一部改訂
- ・令和1年10月4日 公告の方法変更のため、第56条を一部改訂
- ・令和2年7月31日 招集の内容変更のため、第13条を一部改訂
- ・令和2年7月31日 招集の内容変更のため、第25条・第34条を一部改訂
- ・令和2年7月31日 議決の内容変更のため、第28条・第37条を一部改訂
- ・令和2年7月31日 表決権の内容変更のため、第29条・38条を一部改訂
- ・令和2年7月31日 議事録の内容変更のため、第30条・39条を一部改訂
- ・令和8年 月 日 詳細な事業内容記載のため、第5条を一部改訂

NPO 法人ステップ One ミサト

就労継続支援 B 型 わくわくミサト

令和 8 年度 事業計画書

I. 利用者支援に係る計画

1. 就労継続支援 B 型事業の推進

(1) 作業支援

- ① 年間を通して農産物の効率的な生産・販売を行い、利用者の工賃向上を図る。
- ② 農作業に参加した利用者には「農作業加算」を、出荷準備作業には「出荷準備加算」を支給。また昨今の地球沸騰化に対応すべく「猛暑日加算」を追加設定し、作業意欲が高い利用者に明確な工賃支給をしていく。
- ③ 乾物・くじ・小豆の作業は、農作業がない時の中作業として継続する
- ④ 置き販売が可能な施設の開拓や事業所での直売会などを実施し、販売先の拡大を目指す。
- ⑤ 高崎市公園緑地課、共同受注窓口から除草作業の受託を行うとともに、施設外就労を積極的に行うことで利用者の社会参加を促進する。
- ⑥ 土曜日の出席率が低いので、行事の開催などを検討するとともに、引き続き利用者への声掛けを行う。
- ⑦ 一般就労や就労継続支援 A 型事業所等への移行を希望する利用者の相談に応じ、必要に応じて関係機関の調整を行う。

(2) 生活支援

- ① 通所時に、生活全般についての相談にも応じる。
- ② 安心して相談できるよう、相談支援の時間は工賃削除の対象としないことを周知する。
- ③ ピア活動への積極的参加と、ピアカウンセラーによる利用者支援を推進する。
- ④ 相談支援事業所や他のサービス事業者と連携して支援ネットワークを構築し、生活上の問題解決を図る。

2. 開かれた事業所づくりの推進

(1) 地域貢献

- ① 清掃奉仕活動など、地域行事に積極的に参加する。
- ② 障害福祉サービス事業所としての専門性を活かし、地域住民の相談に応じるとともに、必要に応じて他の支援機関に繋ぐ。
- ③ 補助金で購入したトラクターなどを、地域住民や他事業所の希望に応

じて貸与できるよう便宜を図る。

(2) その他

- ① 職員が「他者の目」を意識し自分の言動を客観視することで、不適切な支援を防止できるよう、ボランティアや見学者を積極的に受け入れる。
- ② 社会福祉士、精神保健福祉士の実習生を受け入れることで、次世代の人材育成に貢献する。同時に職員が専門職としての自覚を持ち、知識・技能のブラッシュアップを図る機会とする。

Ⅱ．年間予定

月	行事等内容
4 月	感染症予防委員会、事故防止委員会、防災委員会
5 月	NPO 総会（5/28）、虐待防止委員会、感染症対策研修、5 S 研修
6 月	身体拘束防止委員会、感染症対策研修、人事考課
7 月	感染症対策委員会、自然災害研修（BCP）
8 月	夏季休暇（8/13～8/16）、意思決定支援研修、安全運転検査
9 月	防災機器点検、消防訓練、地域清掃、理事会（9/17）、
10 月	感染症予防委員会、虐待防止研修、救急救命研修
11 月	自然災害対策訓練（BCP）、感染症対策研修（BCP）、法令遵守研修
12 月	理事会（12/18）、感染症対策訓練、身体拘束防止研修、5 S 実践報告、人事考課、冬季休暇（12/29～1/3）
1 月	感染症予防委員会
2 月	虐待防止チェックリスト
3 月	大規模地震訓練、地域清掃、防災機器点検、理事会（3/19）

Ⅲ．事業目標の推進

6つのカテゴリーごとに当事業所としての目標を定め、健全な事業運営・利用者支援・職業能力開発支援等を推進する。

1．組織運営管理

(1) 組織・業務の理解

- ① 事業計画に基づいた業務の遂行
- ② 法人の理念の理解と実践
- ③ 各委員会の適切な執行
- ④ 職場環境の整備

(2) 制度の理解

- ① 障害者総合支援法等に基づく適切な運営や業務の遂行

2．セルフマネジメント

(1) 接遇・マナー

- ① 丁寧語を基本とした相談支援の実践
- ② 利用者との良好な関係の構築

(2) 自己管理・健康管理

- ① 身体面・精神面の自己管理
- ② 不調時の上司、専門家、医師等への相談
(厚生労働書版ストレスチェックの活用を検討)
- ③ 自身の業務目標の設定及び達成度の自己評価
- ④ 担当業務の主体的な遂行

3．人材育成

(1) 自己研鑽・研修

- ① 法令遵守、虐待防止、身体拘束防止、感染症対策、事故防止、BCP、救急救命、意思決定支援等に係る外部研修への参加
- ② 障害理解に係る専門家による研修の受講

(2) 連携・情報共有

- ① 外部研修を受講した職員による施設内（フィードバック）研修の実施

4．リスク管理

(1) 苦情

- ① 虐待防止委員会の定期的な開催と指針の定着
- ② 身体拘束防止委員会の定期的な開催と指針の定着
- ③ 5Sの計画的推進と検証

(2) 緊急時

- ① 事故防止委員会の定期的な開催と指針の定着
- ② 感染症拡大防止委員会の定期的な開催と訓練の実施

5 . 防災

(1) 安全管理

- ① 消防計画に係る研修の実施
- ② 消防計画に沿った避難訓練の実施

(2) B C P

- ① B C P (自然災害、感染症) に係る研修の実施
- ② 事業再開の訓練の実施

5 . 利用者本位のサービス

(1) 作業支援

- ① 利用者の目標工賃の設定
令和 8 年度目標：平均工賃 1 7 , 5 0 0 円
- ② 工賃の猛暑日加算の導入
- ③ 工賃向上のため収益生産活動取引業者との連携の強化

(2) 生活支援

- ① 保護者、特別支援学校、関係機関等との連携の強化、支援ネットワークの構築
- ② 利用者の希望に沿った個別支援計画の作成
- ③ 個人情報情報の管理の徹底

NPO 法人ステップ One ミサト

就労継続支援 B 型 わくわくミサト

令和 9 年度 事業計画書

I. 利用者支援に係る計画

1. 就労継続支援 B 型事業の推進

(1) 作業支援

- ① 年間を通して農産物の効率的な生産・販売を行い、利用者の工賃向上（目標平均工賃 18,000 円）を図る。
- ② 農作業に参加した利用者には「農作業加算」「猛暑日加算※前橋市観測 35℃ 以上に適用」を、出荷準備作業には「出荷準備加算」を支給。また農作業など外作業に従事する利用者にはファン付きジャケットを提供し、作業環境の改善を進める。
- ③ 乾物・野菜などの販売を強化。置き販売が可能な施設を開拓し、販売先の拡大を目指す。
- ④ 高崎市公園緑地課、共同受注窓口から除草作業の受託を行うとともに、施設外就労を積極的に行うことで利用者の社会参加を促進する。
- ⑤ 土曜日の出席率が低いので、行事の開催などを検討するとともに、引き続き利用者への声掛けを行う。
- ⑥ 一般就労や就労継続支援 A 型事業所等への移行を希望する利用者の相談に応じ、必要に応じて関係機関の調整を行う。

(2) 生活支援

- ① 通所時や電話による相談があった際は、作業だけでなく生活についての相談にも応じる。
- ② 安心して相談できるよう、相談支援の時間は工賃削除の対象としないことを周知する。
- ③ ピア活動への積極的参加と、ピアカウンセラーによる利用者支援を推進する。
- ④ 相談支援事業所や他のサービス事業者と連携して支援ネットワークを構築し、生活上の問題解決を図る。

2. 開かれた事業所づくりの推進

(1) 地域貢献

- ① 事業所や借用している畑周辺の清掃奉仕活動など、地域行事に積極的に参加する。
- ② 障害福祉サービス事業所としての専門性を活かし、地域住民の相談に

応じるとともに、必要に応じて他の支援機関に繋ぐ。

- ③ 補助金で購入したトラクターなどを、地域住民や他事業所の希望に応じて、当事業所の職員運転のもと応援派遣できるよう便宜を図る。

(2) その他

- ① 職員が「他者の目」を意識し自分の言動を客観視することで、不適切な支援を防止できるよう、ボランティアや見学者を積極的に受け入れる。
- ② 社会福祉士、精神保健福祉士の実習生を受け入れることで、次世代の人材育成に貢献する。同時に職員が専門職としての自覚を持ち、知識・技能のブラッシュアップを図る機会とする。

Ⅱ．年間予定

月	行事等内容
4 月	感染症予防委員会、事故防止委員会、防災委員会
5 月	NPO 総会、虐待防止委員会、感染症対策研修、5 S 研修
6 月	身体拘束防止委員会、感染症対策研修、人事考課
7 月	感染症対策委員会、自然災害研修（BCP）
8 月	夏季休暇、意思決定支援研修、安全運転検査
9 月	防災機器点検、消防訓練、地域清掃、理事会
10 月	感染症予防委員会、虐待防止研修、救急救命研修
11 月	自然災害対策訓練（BCP）、感染症対策研修（BCP）、法令遵守研修
12 月	理事会、感染症対策訓練、身体拘束防止研修、5 S 実践報告、人事考課、冬季休暇
1 月	感染症予防委員会
2 月	虐待防止チェックリスト
3 月	大規模地震訓練、地域清掃、防災機器点検、理事会（3/19）

Ⅲ．事業目標の推進

6つのカテゴリーごとに当事業所としての目標を定め、健全な事業運営・利用者支援・職業能力開発支援等を推進する。

1．組織運営管理

(1) 組織・業務の理解

- ① 事業計画に基づいた業務の遂行
- ② 法人の理念の理解と実践
- ③ 各委員会の適切な執行
- ④ 職場環境の整備

(2) 制度の理解

- ① 障害者総合支援法等に基づく適切な運営や業務の遂行

2．セルフマネジメント

(1) 接遇・マナー

- ① 丁寧語を基本とした相談支援の実践
- ② 利用者との良好な関係の構築

(2) 自己管理・健康管理

- ① 身体面・精神面の自己管理
- ② 不調時の上司、専門家、医師等への相談
(厚生労働書版ストレスチェックの活用を検討)
- ③ 自身の業務目標の設定及び達成度の自己評価
- ④ 担当業務の主体的な遂行

3．人材育成

(1) 自己研鑽・研修

- ① 法令遵守、虐待防止、身体拘束防止、感染症対策、事故防止、BCP、救急救命、意思決定支援等に係る外部研修への参加
- ② 障害理解に係る専門家による研修の受講

(2) 連携・情報共有

- ① 外部研修を受講した職員による施設内（フィードバック）研修の実施

4．リスク管理

(1) 苦情

- ① 虐待防止委員会の定期的な開催と指針の定着
- ② 身体拘束防止委員会の定期的な開催と指針の定着
- ③ 5Sの計画的推進と検証

(2) 緊急時

- ① 事故防止委員会の定期的な開催と指針の定着
- ② 感染症拡大防止委員会の定期的な開催と訓練の実施

5 . 防災

(1) 安全管理

- ① 消防計画に係る研修の実施
- ② 消防計画に沿った避難訓練の実施

(2) B C P

- ① B C P (自然災害、感染症) に係る研修の実施
- ② 事業再開の訓練の実施

5 . 利用者本位のサービス

(1) 作業支援

- ① 利用者の目標工賃の設定
令和 9 年度目標：平均工賃 1 8 , 0 0 0 円
- ② 職場環境改善のためファン付きジャケット導入の検討
- ③ 工賃向上のため収益生産活動取引業者との連携の強化

(2) 生活支援

- ① 保護者、特別支援学校、関係機関等との連携の強化、支援ネットワークの構築
- ② 利用者の希望に沿った個別支援計画の作成
- ③ 個人情報情報の管理の徹底

活動予算書

令和8年4月1日 から令和9年3月31日 まで

NPO法人 ステップOneミサト

(単位: 円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金			
受取地方公共団体補助金		0	
2. 事業収益			
訓練等給付費収益	34,266,505		
就労支援事業収益	11,150,000		
利用者負担金収入	200,000	45,616,505	
経常収益計			45,616,505
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	19,829,180		
法定福利費	2,600,000		
退職給付費用	480,000		
福利厚生費	50,000		
人件費計	22,959,180		
(2) その他経費			
旅費交通費	80,000		
車両費	1,224,000		
通信運搬費	147,000		
消耗品費	495,000		
修繕費	375,000		
水道光熱費	300,000		
賃借料	60,000		
減価償却費	1,600,000		
保険料	270,000		
諸会費	160,000		
租税公課	30,000		
研修費	80,000		
教養娯楽費	50,000		
支払手数料	770,000		
就労支援事業費	11,150,000		
雑費	900,000		
その他経費計	17,691,000		
事業費計		40,650,180	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
車両費	136,000		
通信運搬費	33,000		
消耗品費	25,000		
修繕費	25,000		
水道光熱費	200,000		
賃借料	40,000		
減価償却費	938,000		
保険料	30,000		
支払手数料	693,000		
支払利息	0		
雑費	171,000		
その他経費計	2,291,000		
管理費計		2,291,000	
経常費用計			42,941,180
当期経常増減額			2,675,325
税引前当期正味財産増減額			2,675,325
当期正味財産増減額			2,675,325
前期繰越正味財産額			49,256,062
次期繰越正味財産額			51,931,387

活動予算書

令和9年4月1日 から令和10年3月31日 まで

NPO法人 ステップOneミサト

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金			
受取地方公共団体補助金		0	
2. 事業収益			
訓練等給付費収益	38,076,093		
就労支援事業収益	11,510,000		
利用者負担金収入	200,000	49,786,093	
経常収益計			49,786,093
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	20,295,280		
法定福利費	2,600,000		
退職給付費用	480,000		
福利厚生費	50,000		
人件費計	23,425,280		
(2) その他経費			
旅費交通費	80,000		
車両費	1,224,000		
通信運搬費	147,000		
消耗品費	495,000		
修繕費	400,000		
水道光熱費	300,000		
賃借料	60,000		
減価償却費	1,600,000		
保険料	270,000		
諸会費	160,000		
租税公課	30,000		
研修費	80,000		
教養娯楽費	50,000		
支払手数料	770,000		
就労支援事業費	11,510,000		
雑費	1,071,000		
その他経費計	18,247,000		
事業費計		41,672,280	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
車両費	136,000		
通信運搬費	33,000		
消耗品費	25,000		
修繕費	25,000		
水道光熱費	200,000		
賃借料	40,000		
減価償却費	938,000		
保険料	30,000		
支払手数料	693,000		
支払利息			
雑費	50,000		
その他経費計	2,170,000		
管理費計		2,170,000	
経常費用計			43,842,280
当期経常増減額			5,943,813
税引前当期正味財産増減額			5,943,813
当期正味財産増減額			5,943,813
前期繰越正味財産額			51,931,387
次期繰越正味財産額			57,875,200